

令和7年1月15日

県所管の介護保険指定事業所・施設 管理者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「電子申請・届出システム」による申請等の受付について

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、介護サービス事業者等が介護保険法等に基づき行う指定（更新）・加算等の申請や変更等の届出につきましては、令和6年4月1日に改正された介護保険法施行規則に基づき、原則、厚生労働省が運用する「電子申請・届出システム」により提出することとされました。

これを受け、岐阜県に対して提出する申請等については、令和7年2月1日から「電子申請・届出システム」により受付を開始しますので、お知らせします。なお、令和8年3月31日までの間は、従来どおり紙媒体での提出も可能とします。

各事業者の皆様方におかれましては、下記により手続きの内容についてご確認いただくとともに、電子申請に必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 電子申請・届出システムに関する情報

県ホームページに「電子申請・届出システム」の概要、操作マニュアル、説明動画を掲出しておりますので、ご確認願います。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html>

2 電子申請に必要な準備手続き

(1) GビズID

システムの利用には、デジタル庁が運用する、事業者が行政手続きを行う際の共通認証サービス「GビズID」の取得が必須のため、取得手続きを行ってください。

デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) 登記情報提供サービス

新規指定申請等の際に添付書類として必要な登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」によって取得した登記情報に代えて申請することとなりますので、必要に応じて同サービスの利用登録を行ってください。

登記情報提供サービス：<https://www1.touki.or.jp/service/index.html>

3 留意事項等

(1) 新規申請

新規の指定（許可）に係る申請に当たっては、従前から、申請前に事前相談を行っていただくようお願いしておりますので、申請に当たっては各県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所（介護老人保健施設・介護医療院の新規申請は高齢福祉課事業者指導係）へ電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 県以外（市町村等）に対する申請等

県以外（市町村等）に対する申請等についても、「電子申請・届出システム」による受付が行われますが、各申請先により受付開始時期が異なりますので、詳細については各申請先の市町村等にご確認ください。

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係

058-272-1111（内 3468・3469）